

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十六号

### 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「（第十六号）」を「（同項第十六号）」に、「第十六号の二」を「同項第十六号の二」に、「第十八号」を「同項第十八号」に改める。

第八条ただし書を次のように改める。

ただし、第一号、第二号(一)から(九)まで、(十)、(十一)及び(十二)、第三号、第四号(一)から(七)まで、第五号、第七号から第九号まで、第十一号(一)から(六)まで及び(七)から(九)まで、第十二号、第十六号、第十七号(一)から(三)まで及び(四)から(七)まで、第十八号、第二十七号(一)から(四)まで並びに第三十号(一)に掲げる事務については広島県西部厚生環境事務所長に、第十一号(七)から(十)までに掲げる事務については広島県西部厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所所長に限り、第十九号から第二十一号まで、第二十五号並びに第二十六号(一)から(六)まで、(七)から(九)まで、(十)及び(十一)に掲げる事務については広島県北部厚生環境事務所長を除き、広島県西部東部厚生環境事務所所長、広島県東部厚生環境事務所所長及び広島県北部厚生環境事務所所長にあつては第二十七号(四)から(六)まで、(七)から(九)まで及び(十)から(十一)までに掲げる事務については産業廃棄物に係るものに限る。

第八条第十一号(十)中「規定による」の下に「児童自立生活援助事業の」を加え、同号中(十)を削り、(十)を(九)とし、(九)を(八)とし、(八)を(七)とし、(七)を(六)とし、(六)を(五)とし、(五)を(四)とし、(四)を(三)とし、(三)を(二)とし、(二)を(一)とし、(一)を(十)とし、同条第二十四号(十)中「第三十条」を「第五十五条」に改め、同号(九)を同号(八)とし、同号(八)中「第二十九条第一項」を「第五十四条第一項、第三項及び第四項」に改め、同号(七)を同号(六)とし、同号(六)中「第九条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同号中(六)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

- (七) 第十四条第一項の規定による土地の所有者等からの申請の受理
- (八) 第十四条第四項の規定による報告の徴収又は立入検査
- (九) 第十六条第一項の規定による汚染土壌の搬出時の届出の受理
- (十) 第十六条第二項の規定による届出事項の変更の届出の受理
- (十一) 第十六条第三項の規定による応急措置として汚染土壌を搬出した旨の届出の受理
- (十二) 第十六条第四項の規定による措置命令
- (十三) 第十九条の規定による措置命令
- (十四) 第二十条第六項の規定による管理票交付者からの届出の受理
- (十五) 第二十二条第九項の規定による事故時における届出の受理
- (十六) 第二十三条第三項の規定による軽微な変更等の届出の受理



(五)、第三十三号(四)及び(五)並びに第三十四号(七)、(八)及び(九)を「第二十八号(四)、第三十二号(五)並びに第三十三号(四)及び(五)」に改める。

第九条ただし書を次のように改める。

ただし、第二十二号から第二十八号まで、第三十号から第四十一号の二まで、第五十一号(五)、第五十二号、第八十一号(一)から(五)まで及び(七)から(九)まで並びに第八十二号に掲げる事務については広島県西部保健所長に限り、第八十五号に掲げる事務については広島県東部保健所長及び広島県北部保健所長を除く。

第九条第五十九号(四)中「、第二項」を「及び第二項」に改め、「第五十条第三項において」の下に「これらの規定を」を加え、「及び第三項」を「並びに第三十六条第三項」に、「通知」を「通知等」に改め、同号(四)中「退院の」の下に「求めの」を加え、同条第七十一号中(四)を削り、(五)を(四)とし、同条第七十三号(六)中「第十九条の八第三項」を「第十九条」に改め、同条第七十五号の二(一)中「第四十四条第一項及び第二項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第七十六号(六)中「第五十条の二十二」を「第五十条の二十二第一項」に改め、同条第八十九号中「第五十九号(四)、(五)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)から(十三)まで、(十四)及び(十五)まで」を「第五十九号(五)、(七)、(八)、(九)から(十三)まで、(十四)及び(十五)」に、「第七十三号(四)、(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)及び(十二)」を「第七十三号(四)、(五)、(六)、(七)、(八)、(九)及び(十)」に、「第八十三号(五)、(七)、(八)、(九)、(十)」を「第八十三号(五)、(七)から(十)まで」に改める。

第十条第五号中「第四号」を「前号」に改める。

第十二条第五号を削る。

第十三条ただし書中「ただし」の下に「、第五号」を加え、「第十六号(三)から(五)まで、(六)から(八)まで及び(九)から(十一)まで、第四十四号」を「第十六号(四)から(六)まで、(七)から(九)まで及び(十)まで」に改め、「、第三十二号及び第三十三号」を削り、「第三十一号」の下に「から第三十三号まで」を加え、「第三十九号(一)から(四)まで及び(五)から(七)まで」を「第三十九号(七)から(十)まで及び(九)から(十一)まで」に改め、「及び(九)」を削り、「第四十三号」の下に「、第四十四号」を加え、同条第一号中「に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの」を「第六条第六項の規定による基本構想の策定及び変更の同意」に改め、同号(一)から(七)までを削り、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 農地集積・担い手育成促進事業実施要領に基づく事業計画の承認

第十三条第五号(一)中「及び」を「又は」に改め、同号(三)中「第二十一条第一項」を「第二十一条の二第一項」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、同号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第十九条の十四第四項の規定による命令

第十三条第七号(一)中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を削り、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。





を次のように改める。

## 二十二 削除

第十三条第三十四号中「その他の団体で、」を「その他の団体であつて」に、「県産材消費拡大緊急支援事業補助金に係るもの、県産材住宅モデル普及推進事業補助金及び」を「森林整備加速化・林業再生基金事業補助金のうち地域協議会の運営等、間伐材安定供給コスト支援、流通経費支援及び地域材利用開発に係るもの並びに」に改め、同条第三十七号(中)「第三十五条第十二項」の下に「において準用する第二十四条第三項及び第五項」を加え、同条第三十九号(中)「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に、「第五十六条」を「第六十八条」に改め、同号(中)を同号(丙)とし、同号(中)「第五十六条第四項」を「第六十八条第四項」に改め、同号(中)を同号(乙)とし、同号(中)「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号(丙)を同号(乙)とし、同号(丙)中「第五十条第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同号(丙)を同号(甲)とし、同号(丙)中「第四十二条」を「第五十四条」に改め、同号(丙)を同号(乙)とし、同号(中)「第四十条」を「第五十二条」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第三十条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第二十八条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同号(中)を同号(丙)とし、同号(中)「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同号(中)を同号(乙)とし、同号(中)「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第二十六条第六項」を「第三十三条第六項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第二十六条第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第二十一条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第十九条第六項」を「第二十七条第六項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第十九条第五項」を「第二十七条第五項」に改め、同号(中)を同号(大)とし、同号(中)「第十九条第四項」を「第二十七条第四項」に改め、同号(中)を同号(乙)とし、同号(中)「第十九条第三項」を「第二十七条第三項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第十九条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第十九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同号(中)を同号(甲)とし、同号(中)「第十六条第五項」を「第二十四条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に改め、同号(中)「第十六条第四項」を「第二十四条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に改め、同号(中)「第十六条第三項」を「第二十四条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に改め、同号(中)「第十六条第二項」を「第二十四条第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に改め、同号(中)「第十六条第一項」を「第二十四条第一項及び第七項」に改め、同号(中)「第十四条第六項及び第七項」を「第二十一条第六項及び第七項」に改め、同号(四)

を同号(十)とし、同号(三)中「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第二十五条」を「第三十二条」に、「第十四条第五項」を「第二十一条第五項」に改め、同号(三)を同号(九)とし、同号(二)中「第十三条第六項、第七項及び第八項」を「第二十条第六項から第八項まで」に改め、同号(二)を同号(八)とし、同号(一)中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第二十五条」を「第三十二条」に、「第十三条第五項」を「第二十条第五項」に改め、同号中(一)を(七)とし、(七)の前に次のように加える。

- (一) 第十六条第四項において準用する第十条第六項ただし書の規定による軽微な変更の届出の受付
- (二) 第十六条第四項において準用する第十一条の規定による改善命令
- (三) 第十六条第四項において準用する第十二条第一項及び第二項の規定による国定公園事業者たる地位の承継の同意又は承認
- (四) 第十六条第四項において準用する第十三条の規定による国定公園事業の全部又は一部の休廃止の届出の受付
- (五) 第十六条第四項において準用する第十四条第二項の規定による国定公園事業に係る同意又は認可の失効の届出の受付
- (六) 第十七条第一項の規定による報告徴収及び立入検査（国立公園事業に係るものを除く。）

第十三条第四十号を次のように改める。

#### 四十 削除

第十三条第四十一号中「第十二条第三十四号」を「第十二条第三十号」に改め、同条第六十七号(一)中「、随意契約の相手方の決定及び建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）第七条の二第一項の規定による調査基準価格未満の入札における落札人の決定」を「及び随意契約の相手方の決定」に改め、同号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）第七条の二第一項又は第二項の規定による調査基準価格未満の入札における落札人の決定（知事が別に定める場合を除く。）

第十三条第六十九号中「第一号(五)及び(七)、第十号(三)」を「第十号(三)」に、「第十六号(六)及び(七)」を「第十六号(六)及び(七)」に、「並びに第二十九号(三)」を「、第二十九号(三)、(八)及び(九)、第三十五号(八)、(九)及び(十)、第三十七号(七)、(八)、(九)及び(十)、第三十九号(二)、(三)、(四)及び(五)並びに第四十九号(三)及び(四)」に改める。

第十四条第十号の二(一)中「第四十四条第一項及び第二項」を「第四十四条第一項」に改める。

第十五条第四号中「同条第三項及び第四項」を「同条第三項」に、「同項後段」を「同条第四項」に、「領置及び返付」を「返還」に改める。

第十六条ただし書中「、第五十九号」及び「、第六十四号、第六十五号」を削り、「、第九十一号」を「及び第九十一号」に改め、同条第一号(十)中「徴収」の下に「（砂利採取業者

の登録に係るものを除く。)」を加え、同号(中)中「立入検査」の下に「(砂利採取業者の登録に係るものを除く。)」を加え、同号(中)中「通報」の下に「(知事が認可し、又は変更認可するものに係るものを除く。)」を加え、同条第二号(四)中「聴取等」の下に「(知事が認可し、又は変更認可するものに係るものを除く。)」を加え、同号(中)中「立入検査」の下に「(採石業者の登録に係るものを除く。)」を加え、同条第四号(十)中「同条第四項」を「第四十四条の二第四項」に改め、同条第二十九号(二)中「係る」の下に「第四十四条の規定による」を加え、同条第三十九号(一)中「第十四条ただし書」を「第十四条第一項ただし書」に改め、同条第五十五号(六)を(七)とし、(七)を(六)とし、(六)を(五)とし、(五)を(四)とし、(四)を(三)とし、(三)を(二)とし、(二)を(一)とし、(一)を(二)とし、(二)の次に次のように加える。

(一) 第四条第二項の規定による基礎調査結果の通知

第十六条第五十八号(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 第十八条第一項の規定による立入検査

第十六条第五十八号(八)中「勧告」の下に「(知事が認可したものに係るものを除く。)」を加え、同条第五十九号を次のように改める。

五十九 削除

第十六条第六十四号及び第六十五号を次のように改める。

六十四及び六十五 削除

第十六条第七十七号(一)中「、随意契約の相手方の決定及び建設工事執行規則第七条の二第一項又は第二項の規定による調査基準価格未満の入札における落札人の決定」を「及び随意契約の相手方の決定」に改め、同号(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 建設工事執行規則第七条の二第一項又は第二項の規定による調査基準価格未満の入札における落札人の決定(知事が別に定める場合を除く。)

第十六条第八十号(一)中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号(二)から(五)までの規定中「(遊戯施設に関する部分を除く。)」を削り、同号(六)を次のように改める。

(六) 第九条第一項(第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項(第八十七条の二において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による

工事の停止命令及び違反の是正措置命令

第十六条第八十号(三)を(四)とし、(四)を(三)とし、同号(四)中「(遊戯施設に関する部分を除く。)」を削り、同号(五)を同号(三)とし、同号(五)中「(遊戯施設に関する部分を除く。)」を削り、同号(六)を同号(三)とし、同号(六)中「(遊戯施設に関する部分を除く。)」を削り、同号(七)を(六)とし、(七)を(五)とし、(五)を(四)とし、(四)を(三)とし、(三)を(二)とし、(二)を(一)とし、(一)を(二)とし、(二)の次に次のように加える。

(一) 及び第三項において準用する場合並びに」を「から第三項まで及び



第十七条第二十三号(一)中「、随意契約の相手方の決定及び建設工事執行規則第七条の二第一項又は第二項の規定による調査基準価格未満の入札における落札人の決定」を「及び随意契約の相手方の決定」に改め、同号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 建設工事執行規則第七条の二第一項又は第二項の規定による調査基準価格未満の入札における落札人の決定(知事が別に定める場合を除く。)

第十七条第二十六号中「、第十一号の三(二)」を削り、同条第二十七号中「第十一号(二)及び(四)」を「第十一号(二)、(四)、(九)のうち許可の取消し及び(四)」に改める。

第二十二条第三号中「(平成五年広島県告示第千六十七号)」を「(平成五年広島県告示第千七十号)」に改め、同条第六号(一)中「、随意契約の相手方の決定及び建設工事執行規則第七条の二第一項又は第二項の規定による調査基準価格未満の入札における落札人の決定」を「及び随意契約の相手方の決定」に改め、同号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 建設工事執行規則第七条の二第一項又は第二項の規定による調査基準価格未満の入札における落札人の決定(知事が別に定める場合を除く。)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第六十七号、第十六条第七十七号、第十七条第二十三号及び第二十二条第六号の改正規定は、平成二十二年六月一日から施行する。